

# フランス民法における人格権保護の発展 — 尊重義務の生成 — (6)

Le développement de la protection du droit  
de la personnalité dans le droit civil français  
— L'élaboration du devoir de respecter — (6)

石井智弥

## 抄録

日本における人格権研究のほとんどはドイツ法の研究に依拠している。それは人格権という概念がドイツ法に由来するものであるため、当然のことであるが、日本民法の不法行為はドイツ民法と異なる規定形式を採用している、という点に鑑みると、人格権の内容とされる法益は、ドイツ法的アプローチ以外からも保護しうるといえる。したがって、ドイツ法以外の観点から人格権法の検討を行うことにも、十分な意義があると考えられる。そこで、本研究では、フランスでの人格権保護の状況を考察し、そこから人格権保護の基礎理論の抽出を試みる。

本号においては、生命倫理法によって創設された、民法の人体の尊重に関する規定を考察する。

## 目次

第1章 はじめに	第3節 判例の展開
第2章 フランスにおける人格権概念の起源と展開	第1款 名誉
第1節 「人格権」概念の導入—ペローの人格権論	第2款 肖像
(以上、50号)	(以上、53号)
第2節 人格権に関する研究	第3款 私生活
第1款 第二次大戦以前の諸説	第4款 小括
第2款 ケゼールの人格権論	第4節 判例・学説の到達点
(以上、51号)	第3章 立法の展開
第3款 ベニエの名誉権論	第1節 民法改正草案と人格権
第4款 概説書等における人格権の分析	第2節 私生活尊重の権利
第5款 小括	(以上、54号)
(以上、52号)	第3節 人体の尊重
	第4節 立法の到達点
	(以上、本号)
	第4章 人格の尊重
	第5章 結び

### 第3節 人体の尊重

#### 第1款 生命倫理法

##### 1. 1994年法

フランスでの生命・身体の法的保護については、生命倫理法と総称される三つの立法が最も重要な地位を占めており、それは1994年7月に成立した生命倫理に関する三つの法律である<sup>1</sup>。すなわち、「医学記名情報に関する法律」<sup>2</sup>、「移植・生殖に関する法律」<sup>3</sup>、「人体の尊重に関する法律」<sup>4</sup>である。まず、「医学記名情報に関する法律」は、個人の医学上の情報の保護と正当なアクセス権を確立し、医学情報の管理方法を整備した。具体的には、「情報処理、ファイル及び諸自由に関する1978年1月6日の法律」<sup>5</sup>に、「保健分野における研究目的の記名情報の自動処理」という題の第5章の2を挿入した。これは、医療情報を医学研究上使用する際のコンピューター処理において問題となる、守秘義務等の

権利義務を規定するものである。次に、「移植・生殖に関する法律」は、公衆衛生法典の改正を内容としており、臓器移植、人工生殖、出生前診断などの個別分野に関して、新たな生命医療技術の発達を考慮した規制の見直しを行った。そして最後に、「人体の尊重に関する法律」が、刑法典等の関連法規の改正とともに、民法典の改正を主たる目的としたものである。

具体的には、民法典の第1編第1章の標題を「民事上の権利」に改めた上、自己の身体への尊重の権利の承認、人体の諸要素（臓器など）の取引禁止、遺伝子操作などの優生学的行為の禁止等を内容とする人体尊重の一般的原理が民法典第16条から16条ノ9に規定され、そして遺伝子検査とDNA鑑定に関する規定が同第16条ノ10から16条ノ12に設けられた。また、生殖介助医療により出産がなされた場合に、配偶子提供者と産まれ

- 
- 1 これらの法律については、すでに次のような先行研究ないし紹介がある。礪島次郎「フランスにおける生命倫理の法制化」Studies 生命・人間・社会1号（1994年）1頁以下、同「フランスの生殖技術規制政策」同2号（1994年）119頁以下、ミシェル・ゴベール／滝沢幸代訳「生命倫理とフランスの新立法」成城法学47号（1994年）113頁以下、礪島次郎「フランス『生命倫理法』の全体像」外国の立法33巻2号（1994年）1頁以下、同「フランスにおける意思決定の代行、生命倫理からみた人権保護のあり方」法律時報67巻10号（1995年）31頁以下、大村敦志『法源・解釈・民法学』（有斐閣、1995年）231頁以下、北村一郎「フランスにおける生命倫理立法の概要」ジュリスト1090号（1996年）120頁以下、ノエル・ルノワール／北村一郎＝大村敦志「フランス生命倫理立法の背景—ルノワール氏に聞く」ジュリスト1092号（1996年）74頁以下、礪島次郎「フランスの先端医療規制の構造」法律時報68巻10号（1996年）48頁以下、フランス刑法研究会「フランスにおける生命倫理と法」国学院法学34巻4号、35巻2～4号（1997年、1998年）、新倉修「諸外国における非配偶者間の体外受精と立法」法律のひろば51巻9号（1998年）44頁以下、ジャック・ロベール／野村豊弘訳「生命倫理と法」日仏法学21号（1998年）146頁以下、フランソワ・テレ／大村敦志訳「生と死の間で」同191頁以下、松川正毅『医学の発展と親子法』（有斐閣、2008年）。
  - 2 Loi n°94-548 du 1er juillet relative au traitement de données nominative ayant pour fin la recherche dans le domaine de la santé.
  - 3 Loi n°94-654 du 29 juillet relative au don et à l'utilisation des éléments et produits du corps humain, à l'assistance médicale la procréation et au diagnostic prénatal.
  - 4 Loi n°94-653 du 29 juillet relative au respect du corps humain.
  - 5 Loi n°78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés.

た子との間の法律問題を規定する条文が挿入された。

なお、これらの生命倫理法は5年以内に再検討することが予定されており、最初の改正は2004年8月6日の法律<sup>6</sup>で、2回目は2011年7月7日の法律<sup>7</sup>で行われ、今日に至っている。

## 2. 憲法院の判断

### (1) 提訴

上記の法律のうち、「移植・生殖に関する法律」及び「人体の尊重に関する法律」は、国家による医療技術に対する規制であるため、憲法の保障する個人の活動の自由に抵触するのではないかと、言う懸念が議会の審議において生じた。そのため、国民議会のスギャン (Seguin) 議長がこれらの法律は「合憲であることの確認」を求めて、またその一方で、これらの法律に反対する保守系の与党少数派議員が「違憲」であるとして、それぞれ憲法院に提訴を行った<sup>8</sup>。

フランス第五共和制憲法 61 条 2 項によれ

ば、憲法院に違憲立法審査を請求できる者は、大統領、首相、両院議長、60名以上の国民議会議員又は元老院議員とされている。それゆえ、それぞれ請求資格はあるものの、同一の法律について、二つの機関から提訴がなされるのは異例のことであり、提訴の態様も異例といえる。まず前者の提訴については、通常、憲法院に対しては、「違憲立法」の審査を請求するのであるから、違憲立法と考える法案についての審理を請求するが、スギャン議長は、当該法案の合憲性に全く疑いの余地がないとし、合憲の判断を求めていた。つまり、同議長が企図した目的は、憲法院による合憲の「お墨付き」を今回の生命倫理法案に与えることにあった。そしてまた、国民議会議員側も、与党の少数派で構成されている点で、従来の提訴とは異なっている。1974年の憲法改正<sup>9</sup>以来、国民議会又は元老院の議員60名以上で憲法院に提訴できるようになり、通常、違憲立法審査請求は法案に反対する野党の最後の反対表明の手段として活用されてきたからだ<sup>10</sup>。

6 Loi n° 2004-800 du 6 août 2004 relative à la bioéthique. 2004年改正についての先行研究としては、本田まり「フランス生命倫理法の改正—出生前診断、生殖補助医療および受精卵着床前診断における要件の緩和—」上智法学 48 卷 3・4 号 (2005 年) 227 頁以下がある。なお、2004 年の改正の際も、合憲性についての審理が憲法院に申し立てられた (Cons. const. déc. DC2004-498, 29 juillet 2004, J. O. 7. août. p. 14077)。これについては、小林真紀「2004 年生命倫理法判決」フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例Ⅱ』(信山社、2013 年) 101-104 頁において紹介されている。

7 Loi n° 2011-814 du 7 juillet 2011 relative à la bioéthique. 2011 年改正の紹介としては、藤野美都子「海外法律情報・フランス—始動：生命倫理法の再改正」ジュリスト 1382 号 (2009 年) 45 頁、林瑞枝「海外法律情報・フランス—生命倫理法改正 2011 年 7 月 7 日法」同 1432 号 (2011 年) 71 頁がある。

8 本判決の紹介・研究としては、建石真公子「フランスにおける生命倫理法と憲法—生命倫理法の特徴と憲法院判決について—」宗教法 15 号 (1996 年) 55 頁以下、フランス読書会・中村義孝編「フランスにおける生命倫理立法と憲法—1994 年 7 月 27 日憲法院判決を素材として—」立命館法学 248 号 (1996 年) 810 頁以下、小林真紀「フランス公法における『人間の尊厳』の原理 (一)、(二・完)」上智法学 42 卷 3・4 号 167 頁以下、同 43 卷 1 号 55 頁以下、同「生命倫理法と人間の尊厳」フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例』(信山社、2002 年) 87-92 頁、同「1994 年生命倫理法判決」フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例Ⅱ』(信山社、2013 年) 97-100 頁がある。

9 Loi constitutionnelle n°74-904 du 29 octobre 1974 portant revision de l'article 61 de la Constitution.

与党少数派の国民議会議員によってなされた違憲であるとの主張のうち、民法典改正に直接関係する「人体の尊重に関する法律」の部分については、同法第10条が民法典第1部第7編第1章に「第4節 医療的介助生殖について」と題する条文(311-19条及び311-20条)を民法典に挿入させる部分が、問題となった。これらの条文は、生殖介助医療による出産の場合、配偶子の提供者と生まれた子との間に一切の親子関係を認めず、配偶子提供者にも一切の責任を否定するものであることから、個人責任の原理に反し、婚姻外の父親を探す子の権利を奪うものであるとして、違憲の疑いが指摘されたのである。

## (2) 判断

このように支持と反対の両方から、憲法院は生命倫理に関する一連の法律の合憲性を判断するよう求められ、1994年7月27日に判決を下した。まず、憲法院は1946年憲法前文「人間を抑圧し、毀損することを企てる体制に対して自由な人民が勝利を得たその直後から、フランス人民は、全ての人間が…不可侵で神聖な権利を有するというを新たに宣言した」を審査に適用される憲法規範とした<sup>11</sup>。その上で、あらゆる抑圧、毀損からの人間尊厳の保護が憲法上の価値を有する、ということを宣告し、これらの法律を合憲と判断した。そして「人体の尊重に関する法律」第10条については、次のように判示した。

「本法律の第10条は、民法典第1部第7編第1章に『医療的介助生殖について』と題する第4章を挿入し、そこには二つの新しい条文として311-19条及び311-20条が含まれていた。311-19条は、『第三提供者』による医療的介助生殖の場合、提供者と当該

生殖から生まれた子との間にはいかなる親子関係も生じえない、ということ、そして、提供者に対してはいかなる責任訴権も行使されない、ということの規定している。また、311-20条は、[医療的介助生殖を]求める夫婦又は内縁の夫婦は事前に裁判官又は公証人に同意を与えなければならず、裁判官又は公証人は、当該夫婦がこれにより親子関係に関して引き受ける義務を当該夫婦に告知する、という要件を規定している。

これに対し違憲立法審査を付託した国民議会議員は、民法典1382条の個人責任の原理に鑑みて、生まれてくる子に対しての配偶子提供者の匿名性を問題にしている。さらに彼らは、一定の条件のもと、子に婚姻外の父子関係の搜索を認めた1912年11月16日の法律から生じ、共和国の諸法律によって承認された基本原理の存在を強調する。

しかしながらこの法律の諸規定は、医療的介助生殖での父子関係の帰属条件を規律する目的もその効果も有していなかった。憲法的価値を有するいかなる規定もいかなる原理も、当該生殖から生まれた子と配偶子提供者との親子関係の確立及び配偶子提供者に対する責任訴権の行使を、立法者が禁止することを妨げない。それゆえ、申立人の理由は退けられざるをえない。」<sup>12</sup>

そして最後に、次のように締め括った。

「本件の両法律は、全体で、人の優位性、誕生時からの人間の尊重、身体の不可侵性・完全性・非財産性並びに人の種の完全性として具現化している諸原理の総体を表明している。そのように確立した諸原理がめざすのは、人間の尊厳の保護という憲法的原理の尊重を保障することにある。」<sup>13</sup>

10 滝沢正「フランスにおける憲法の最高規範性に関する一考察」上智法学41巻3号(1998年)27頁。

11 Cons. const. déc. DC94-343/344, 27juillet1994, J. O. 29juill. p. 11024 n°2.

12 Cons. const. déc. DC94-343/344, 27juillet1994, J. O. 29juill. p. 11024 n°15-17.

13 Cons. const. déc. DC94-343/344, 27juillet1994, J. O. 29 juill. p. 11024 n°18.

## (3) 意義

本判決は、一連の生命倫理法の合憲性を確定させるとともに、その過程において、人間の尊厳の尊重を憲法的価値として初めて位置付けた。根拠としては、1975年の憲法院判決<sup>14</sup>以降、憲法ブロック<sup>15</sup>に組み込まれている1946年憲法前文を持ち出し、憲法に「人間の尊厳」に関する規定がないことを補完した。その後、この判断は、1995年1月19日に下された生命倫理以外の分野での憲法判断において踏襲される<sup>16</sup>。さらには、「小びと投げゲーム」の興行を禁止する命令の違法性が争われた1995年10月27日のコンセイユ・デタの判決<sup>17</sup>においても、「人間の尊厳の保護」は「公序 (ordre public)」の構成要素として認められた。この事件で問題とされた「小びと投げゲーム」とは、見物人が小人症の男を投げて飛行距離を競うものであり、当然、投げられる者はヘルメットと防護服を着用し、その者から同意も得ている。しかし、このような行為の興行は「人間の尊厳に侵害をもたらす」と判示し、それを禁止する命令に違法はないとした。このように、「人間の尊厳の保護」は憲法的原理として認められ、フランス法全体の指導原理として展開し始めて

おり、その嚆矢となった1994年の憲法院判決は、個別の法案の合憲性を明らかにしただけではない、重要な意義を有している。

第2款 現行民法の規定<sup>18</sup>

上記の憲法院判決の後、生命倫理法が制定され、これにより、民法典に「人体の尊重」原理及びそれに関連する個別規定が置かれた。ここでは、それらの規定を総論と各論の二つに分け、一般的原理と考えられる規定を前者に、個別具体的な問題を後者に振り分けて述べていく。

## 1. 総論

民法典第16条以下に、「人体の尊重」という題の節を設け、その尊重原理が詳細に規定されている。

その原理の宣言として、16条が「法律は人の優位性を確保し、人の尊厳に対するあらゆる侵害を禁じ、生命の始まりから人間の尊重を保障する。」と規定し、さらに第16-1条1項「全ての人は自己の身体を尊重される権利を有する。」、同2項「人体は不可侵である。」、同3項「人体、人の構成要素及び人の産物は財産的権利の目的とすることができない。」と続けた。次に、こうした原理は、死

14 Cons. const. déc. DC74-43, 15 janvier 1975, J. O. 16 janvier. p. 671.

15 憲法ブロック (bloc de constitutionnalité) とは、憲法院が憲法的価値を有するとして参照する規範の総体であり、具体的には、1958年憲法、1789年のフランス人権宣言、1946年憲法前文、共和国の諸法律によって承認された基本的諸原理、環境憲章のことを指す。Michel de Villiers, Armel le Divellec *Dictionnaire du droit constitutionnel*, 7<sup>e</sup>éd. 2009. p. 27-28. 辻村みよ子・糠塚康江『フランス憲法入門』(三省堂、2012年) 157-163頁。

16 Cons. const. déc. DC94-359, 19 janvier 1995, Rec., p. 176.

17 CE. Ass., 27 octobre 1995, Commune de Morsang-sur-Orge, Rec., p. 372.

18 生命倫理に関する民法の諸規定については、Jean Carbonnier, *Droit civil Les personnes*, 21<sup>e</sup>éd., 2000. n°196-204.; Bernard Teysié, *Droit civil Les personnes*, 7<sup>e</sup>éd., 2002. n°24-35.; Gérard Cornu, *Droit civil Les personnes*, 13<sup>e</sup>éd., 2007. n°15-25.; Corinne Renault-Brahinsky, *Droit des personnes et de la famille*, 3<sup>e</sup>éd., 2008. P. 151-161.; Annick Batteur, *Droit Des personnes Des familles et Des majeurs protégés*, 4<sup>e</sup>éd., 2009. n°111-133.; Pierre Voirin et Gilles Goubeaux *Droit civil t. 1*, 33<sup>e</sup>éd., 2011. n°88-89, 378-387.; François Terré et Dominique Fenouillet *Droit civil La famille*, 8<sup>e</sup>éd. 2011. n°795-874.; Astrid Marais *Droit des personnes*, 2012. n°178-201. を参照した。

後も適用されることを示す。すなわち、第16-1-1条の「人体に払われるべき尊重は死とともに終了しない。死者の遺体は、その身体が火葬にされた場合には遺灰も含め、尊重、尊厳及び礼節をもって取り扱われなければならない。」という規定と第16-2条の「裁判官は、死後なされた場合も含め、人の身体に対する違法な侵害又は人体の構成要素あるいは産物にもたらされる違法な策動を防止又は中止させるのに適したあらゆる措置を命じることができる。」である。その他にも、身体の非財産性を宣告するものとして、第16-5条が「人体、その構成要素又はその産物に財産的価値を付与する効果をもった約定は、無効である。」と規定し、第16-6条で「自身への実験、自己の身体の構成要素の採取又はその産物の収集に同意する者には、いかなる報酬も与えられない。」とした。また、身体分離した場合の規定としては、第16-8条1項「自己の身体構成要素又は産物を提供した者とそれを受け取った者を同時に識別できるいかなる情報も、公表してはならない。提供者は受領者の身元を知ることができず、受領者も提供者の身元を知ることができない。」及び同2項「治療上必要な場合には、提供者の医師及び受領者の医師のみ、それらの者を識別可能にする情報に接することができる。」がある。

そして最後に第16-9条において、この節(16条から16-9条まで)は「公序」<sup>19</sup>であることを宣告し、当事者間の合意でこれに反する行為をすることが禁じられている。

## 2. 各論

### (1) 医療における侵襲

人体の不可侵は基本原理であるが、医療行為の場合は例外とされ、第16-3条1項は「人体の完全性は、その者の医療上の必要性があ

る場合又は例外的に第三者の治療のためである場合を除き、侵害され得ない。」としている。そして、その場合には同意を必要としており、その2項で「容体が治療処置を必要としているが本人はそれに同意することができない場合を除き、当事者の同意を事前に得なければならない。」と規定している。この内容は、公衆衛生法典1111-4条3項「いかなる医療行為もいかなる治療もその人の自由で明確な同意がなければ施すことはできず、その同意はいつでも撤回できる」の規定により、再確認され、当事者の自由で明確な同意のないあらゆる手術の禁止を疑いのないものとした。

### (2) 優生学

人の種の改良は、科学技術の進歩に伴う学問上の誘惑として常に存在し続けるものであろう。この点については、第16-4条1項で「何人も人の種の完全性を害することはできない。」という一般原理を示し、次項以下で具体的な内容を規定している。すなわち、同2項「人の選別を組織するような全ての優生学の実行は、禁止する。」、同3項「生きている又は死亡している他人と遺伝的に同一の子を生まれさせることを目的とした処置は、すべて禁止する。」、同4項「遺伝上の病気の予防及び治療を目的とする研究を除き、人の子孫を変化させる目的でのいかなる形質転換も遺伝的性格にもたらしてはならない。」である。これらの規定により、いわゆる「クローン人間」の研究及びそれに類する優生学的研究は、明文で禁止された。

### (3) 遺伝子検査と遺伝子による識別

優生学と並び、生命倫理上の重要問題として遺伝子の取り扱いがある。これについては、「人の遺伝的特徴の検査と遺伝子指紋法による人の識別について」という節のもと、次の条文が置かれている。

・第16-10条1項「人の遺伝的特徴の検査は、

19 民法典第6条「公序又及び良俗に関する規定は、個別の約定によって違反することができない。」

医学または科学研究を目的にするときのみ、行うことができる。」

同2項「その性質及び目的を正式に告知した後、検査を行う前に、その者の明示の同意を書面で得なければならない。同意には検査の目的が記載される。同意は形式を問わずいつでも取り消すことができする。」

・第16-11条1項「遺伝子指紋法による人の識別は、次の場合にのみ探求することができる。

1<sup>0</sup> 司法手続きの際、入念な尋問又は証拠調べの措置の範囲内であるとき

2<sup>0</sup> 医療又は科学研究を目的とするとき

3<sup>0</sup> 死亡した人が氏名不詳である場合にその者の身元の確定を目的とするとき。」

同2項「民事事件において、この識別は、訴えを付託された裁判官により、親子関係の確立又は確認を目的にして、あるいは生計費(subsides)の獲得又は廃止を目的にして命じられた、証拠調べの実行においてのみ探求することができる。当事者の同意は、事前にかつ明示的に得なければならない。存命中に表明されたその者の明示の同意がないとき、遺伝子指紋法によるいかなる識別も死後行うことはできない。」同3項「その識別が医療又は科学研究を目的にして実行されるとき、その性質及び目的を正式に告知した後、その識別を行う前に、その者の明示の同意を書面で得なければならない。同意には検査の目的が記載される。同意は形式を問わずいつでも取り消すことができする。」

同3項「上記3<sup>0</sup>における識別の探求が、軍隊又は関連部隊によってなされた作戦の場で死亡した兵士、自然災害の被害者、安全に関する指針と計画についての1995年1月21日の法律第95-73号第26条による探索の対象となりかつその死が推定されている人に関係するとき、この人の生物学的痕跡を得る

ための採取は、その者が習慣的に通っていた可能性のある場所において、その場所の責任者の同意、あるいはその責任者に拒絶され又はこの同意を得ることができない場合には、自由と拘留の大審裁判所裁判官の許可をもって、行うことができる。推定されるこの者の尊属、卑属又は傍系親族に対しての同じ目的での採取も同様可能である。この場合、各関係者の明示の同意は、この採取の性質、目的並びに同意はいつでも取り消し得ることを正式に告知した後、その採取を行う前に書面で得る。同意にはその採取と識別の目的が記載される。」

同4項「本条3<sup>0</sup>で述べられた識別の探求を実行する方式は、コンセイユ・デタを経たデクレ(décret en Conseil d'Etat)によって規定される。」

・第16-12条「コンセイユ・デタを経たデクレにより定められた要件で承認された者だけに、遺伝子指紋法による識別を行う資格が与えられる。司法手続きの中では、これらの者はさらに鑑定人リストに記載される。」

・第16-13条「何人も遺伝的特徴を理由に差別されない。」

遺伝子検査は、親子関係の存否を争う際に持ち出されることが多いが、フランスでは上記の条文により、遺伝子を用いた鑑定についてはその目的や鑑定機関を規制している。さらに、関係者の同意を前提にし、遺伝的特徴による差別の禁止も明示した。これらの配慮は、第9条の私生活尊重の理念と第16条の人体の尊重の理念から導き出されたものだと考えられる。

#### (4) 脳の特異画像の利用

生命倫理法は2004年の改正につづき、2011年にも改正された<sup>20</sup>。その第45条の規定により、民法典第1編第1章に第4節

として「脳造影技術 (techniques d'imagerie cérébrale) の利用について」が挿入された。

条文は第 16-14 条のみで、「脳造影技術は、医療又は科学研究を目的とするとき、あるいは司法鑑定範囲においてのみ用いることができる。その性質及び目的を正式に告知した後、検査を行う前に、その者の明示の同意を書面で得なければならない。同意には検査の目的が記載される。同意は形式を問わずいつでも取り消すことができる。」と規定されている。

#### (5) 医療的介助生殖

まず、医療技術を介した生殖については、代理出産に関して、1991 年の破毀院判決<sup>21</sup>を踏襲し、第 16-7 条が「他人のための生殖又は懐胎を内容とする約定は無効である。」としている。1991 年の判決は、不妊症のため、代理出産で子を授かった夫婦の事例である。当該夫婦は、出産した代理母との親子関係を遮断する完全養子縁組によって、自分たちとの親子関係（とりわけ母子関係）を成立させようとした。これに対し破毀院は、そのような行為は人体及び人の身分の不可処分性に抵触するものであり、養子制度の濫用であるとして、当該夫婦の主張を認めた控訴院判決を破毀し、代理出産について否定的な立場を示した<sup>22</sup>。

一方で、法的に認められた医療的介助生殖が成功した場合については、第 311-19 条 1 項が「第三提供者による医療的介助生殖の場合、提供者とその生殖で生まれた子の間にはいかなる親子関係も生じえない。」と定め、同 2 項でさらに「いかなる責任訴権も提供者に対しては行使され得ない。」とし、提供者との親子関係を完全に法律上否定した。手続

きに関しては、第 311-20 条 1 項「第三提供者の仲介を必要とする医療的介助を、生殖のために欲している夫婦又は内縁の夫婦は、その秘密を守るという条件のもと、裁判官又は公証人に同意を与え、裁判官又は公証人は、当該夫婦らに親子関係に関する自らの行為の帰結を告げる。」、同 2 項「医療的介助生殖に与えられた同意は、子が医療的介助生殖で生まれたのでないということ、又はその同意の効果がなかったということを主張するのではない限り、親子関係の確立又は確認を目的とする全ての訴権を禁じる。」、同 3 項「同意は、医療的介助生殖の実行前に死亡、離婚または別居の申請書の寄託、あるいは生活共同体の停止が生じた場合、効力を失う。夫又は妻が、書面で、医療的介助生殖の実行前に、この介助の着手を担当する医師のもとでそれを取り消したとき、同様に効力を失う。」、同 4 項「医療的介助生殖に同意した後、それにより生まれた子を認知しない者は、母親及び子に対し責任を負う。」、同 5 項「さらに、その父子関係は法律により宣告される。その訴権は、328 条及び 331 条の規定に従う。」という規定が置かれた。

#### 第 3 款 民法における生命倫理

最後に、民法において生命倫理の規定が置かれることの意義について、以下の 3 点を挙げる。

##### 1. 人の法としての民法

憲法院判決によりその合憲性を保障された生命倫理法が誕生し、その法律を動かす原理が民法典にも明文で反映された。その原理とは、「人間の尊厳の尊重」である。この人間の尊厳の尊重を背景にして、民法典の中に生

21 Cass. ass. pln. 31 mai 1991, D. 1991. 417.

22 但し、2007 年 10 月 25 日のパリ控訴院判決は、代理出産に対して肯定的な結論を導き出している (CA Paris, 25 october 2007, D. 2007. AJ 2953)。この事件については、松川・前掲注 (1) 367-372 頁において、フランスでの議論とともに紹介されている。



命倫理の原理・原則を示すことで、人体の非商業性を確立することができた。人体は取引の対象にならない。そのことは、人間は取引の対象にならないことを意味し、全ての人が隷属状態に陥らないことを保障するものである。取引法としての民法の側面からは、取引の非対象として人体を扱うという見方になるが、むしろ16条以下の規定は、民法の「人の法」としての側面を強調するものと捉えるべきであり、「人間の尊厳の尊重」を民法の基本原則として位置付けたものと評価し得る。

## 2. 社会の基本法としての民法

生命倫理法の内容は、医療的介助生殖における親子関係の問題や人体への侵襲を伴う医療契約など、民法の問題として直接想起し得るものもあるが、遺伝子を使った識別などのように、特殊な領域を念頭に置いていると思われるものもある。しかしながら、これらの問題は我々の日常生活、社会生活の中で起こり得ることであり、そのように広い視点に立って社会生活上の問題として位置付けるならば、民法典の中に規定されても不自然ではない。確かに、日本民法の規定と比較すると、民法典に記載することに抵抗を感じる規定もあるが、民法を社会の基本法として見るなら、これらの規定も必要となるだろう。それゆえ、民法に「人体の尊重」原理をはじめとする生命倫理規定が存在するのは、民法が社会の基本法として「君臨」していることを示すものと言えよう。

## 3. 基本原則としての位置付け

さらに、生命倫理規定が民法に記されることの意義としては、「人体の尊重」を民法の基本原則として位置付けていることが挙げられる。民法典が社会の基本法であるなら、その民法の基本原則は市民社会における基本原則として機能することになる。それゆえ、16

条以下の諸規定の創設は、民法という法律の枠内で尽きる原理ではなく、もっと広く社会全体の基本原理としての意味を「人体の尊重」原理に付与したことになる。それはすなわち、人体を損傷する不法行為や契約といった具体的に発生した法律問題だけに意義があるわけではない。社会の基本原則であるということは、社会で繰り返される市民生活においても、各人には互いに他人の人体を尊重する義務があることを予定しているといえよう。

## 第4節 立法の到達点

以上において見てきたように、人格権保護を基礎づける民法の規定としては、第9条の「私生活尊重」と第16条以下の「人体の尊重」があり、これらは人格権の根拠規定と言える。判例の展開を踏まえると、精神的な人格権の保護は第9条が担い、身体的な人格権は16条以下が原理として機能することになる。

注目すべきことは、これらの規定は人に関する箇所に置かれ、不法行為の規定に含めてはいないことだ。これは、人格権の問題を不法行為の一事例として捉えず、民法全体に関わる問題として、総則的な位置づけをしている、ということである。そして、そのように位置づけられた人格権は、「尊重の原理」（相互に他人の私生活・人体を尊重せよ）によって保障される。さらに、生命倫理法の制定の際、憲法院は「人間の尊厳の保護」に憲法的価値を認め、生命倫理法の支柱としてこの価値は機能することになった。この原理は、民法において人格の「尊重の原理」として表れており、その結果、立法は、憲法的価値を有する「人間の尊厳の保護」を民法典の中に体现することに成功したと見ることができ、民法を通して、社会生活においても「人間の尊厳の保護」が原理として機能しうようになった。

【付記】 これまでの原稿では、精神的な人

格権と身体的な人格権の対比を意識して、「colps humain」を「人の身体」と訳し、「le respect du corps humain」を「身体の尊重」としてきたが、本号での研究をふまえ、これ以

降、「身体」から「人体」へと語彙の使用を改める。

(いしい・ともや 本学部准教授)